

議案第14号

羽曳野市都市計画法に基づく市街化調整区域内に係る開発行為等の
許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市都市計画法に基づく市街化調整区域内に係る開発行為等の許可に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の一部改正に伴い、市街化調整区域内における開発許可等の基準を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市計画法に基づく市街化調整区域内に係る開発行為
等の許可に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市都市計画法に基づく市街化調整区域内に係る開発行為等の許可に関する条例(平成 23 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号」に改め、「土地の」を削る。

第 4 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号」に改め、「土地の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

羽曳野市都市計画法に基づく市街化調整区域内に係る開発行為等の許可に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(法第 34 条第 12 号の開発行為)</p> <p>第 3 条 法第 34 条第 12 号の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号に掲げる区域</u>として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(令第 36 条第 1 項第 3 号ハの建築行為等)</p> <p>第 4 条 令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(以下「建築行為等」という。)は、<u>令第 29 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号に掲げる区域</u>として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(法第 34 条第 12 号の開発行為)</p> <p>第 3 条 法第 34 条第 12 号の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(令第 36 条第 1 項第 3 号ハの建築行為等)</p> <p>第 4 条 令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(以下「建築行為等」という。)は、<u>令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>以下省略</p>